

# 宇部市結婚定住応援イベント実施業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この実施要領は、宇部市結婚定住応援イベント実施業務（以下「本業務」という。）の受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

宇部市結婚定住応援イベント実施業務

### (2) 業務内容

「宇部市結婚定住応援イベント実施業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として選定された事業者の提案内容に応じて変更することがある。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

ただし、契約期間満了後、特に問題がなければ契約を更新することができる。

（最長3年まで）

### (4) 履行場所

宇部市

### (5) 委託料上限額

1,100千円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※当該委託上限額は、本業務委託にかかる必要経費のすべてを含む。

## 3 担当部署

宇部市 総合政策部 移住定住推進課

うべ移住定住サポートセンター（担当：古谷、森山）

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話：0836-34-8480（直通）

ファックス：0836-22-6008

メールアドレス：iju@city.ube.yamaguchi.jp

#### 4 実施スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル公募開始	令和5年4月17日(月)
質問受付期限	令和5年4月19日(水)17時
質問と回答の公表	令和5年4月21日(金)
参加申込書の提出期限	令和5年4月28日(金)17時
参加資格審査結果通知	令和5年5月2日(火)予定
企画提案書の提出期限	令和5年5月16日(火)17時
審査(プレゼンテーション)	令和5年5月22日(月)
受託候補者の決定及び公表	令和5年5月29日(月)予定
契約締結	令和5年6月上旬

#### 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託の参加表明前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (3) 平成30年度から現在までに、結婚定住応援イベントの開催実績を有すること。
- (4) 租税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 政治団体、宗教団体またはそれに類する団体でないこと。

## 6 公募に対する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出方法

質問書【様式第6号】に質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。

(2) 提出期限

令和5年4月19日（水）17時まで

※電子メール送信後、電話（0836-34-8480）で届いているか確認すること。

(3) 提出先

「3 担当部署」へ提出

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年4月21日（金）に、市ウェブサイトに掲載する。

※質問がない場合または内容が軽微なものは掲載しない。

## 7 参加申込書等の提出

「5 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類 各1部

	名 称	内 容
①	参加申込書 【様式第1号】	参加資格要件を確認の上、必要事項を記入すること
②	業務実績書 【様式第2号】	過去の実績を記載すること。
③	会社概要書 【任意様式】	パンフレット（概要）、組織図等

(2) 提出期限

令和5年4月28日（金）17時まで

(3) 提出方法

提出書類を持参、郵送、電子メールのいずれかで提出すること。

※持参の場合は、平日9時から12時、13時から17時までの間とする。

※郵送の場合は、提出期限までに到達すること。

※電子メールの場合は、電話（0836-34-8480）で届いているか確認すること。

(4) 提出先

「3 担当部署」へ提出

## 8 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

書類は、次の順序にクリップ等で1部ごとまとめて提出すること。

①	企画提案書 【様式第3号】	本業務の企画・構成について、具体的に記載すること。 用紙はA4判、横書き、文字サイズ11ポイント以上とする。ページ番号を各ページ下部に印字すること。
②	業務体制表 【様式第4号】	本業務の実施体制（管理責任者及び業務従事者の氏名、経験及び担当する業務等）について記載すること。
③	業務工程表 【任意様式】	A4判用紙横1枚に業務の工程を記載すること。
④	見積書 【任意様式】	作業内容ごとの具体的な積算内訳を記載すること。 見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。
⑤	商業登記簿の謄本	写し可
⑥	国税、県税、市税の滞納がないことの証明書	納税証明書等で申請日直前3か月以内のもの。（写し可）
⑦	暴力団排除に関する誓約書【様式第5号】	
⑧	財務諸表	直前1年間の決算書類 ① 法人の場合は決算報告書の写し ② 個人の場合で青色申告者は、青色申告決算書及び貸借対照表の写し。その他の者については、収支内訳書の写し。

### (2) 提出部数

- ① 正本 1部
- ② 副本 5部（複製可。正本がカラーを含む場合は、副本もカラー印刷とすること。）  
ただし、見積書は正本1部とする。

### (3) 提出期限

令和5年5月16日（火）17時まで

### (4) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

※持参の場合は、平日9時から12時、13時から17時までの間とする。

※郵送の場合は、提出期限までに到達すること。

### (5) 提出先

「3 担当部署」へ提出

## 9 候補者の選定方法

### (1) 選定委員会による選定

「宇部市結婚定住応援イベント実施業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し審査する。

### (2) 審査

「13 選考審査基準」に基づき総合的に審査し、最も評価点が高い企画提案者を受託候補者とする。なお、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施するが、最低獲得基準点を100点中60点とし、それに満たない場合は選定を行わない。

#### ① 日時

令和5年5月22日（月）（詳細は別途通知、順序は参加申込書提出順）

#### ② 実施方法

提出した資料を用いたプレゼンテーション審査を行う。プレゼンテーションは、Web会議サービスを利用し、非公開とする。

#### ③ 所要時間

準備	5分	} 35分
プレゼンテーション	20分	
質疑応答	10分	

#### ④ 参加人数

管理責任者を含め、3人以内とする。

#### ⑤ 選定結果

選定結果については、令和5年5月29日（火）を目途に通知発送するとともに、速やかに市ウェブサイトで公表する。

### (3) 受託候補者との協議

第1受託候補者は、市と仕様及び価格等の細目について協議をするものとする。この場合に、市は必要に応じて第1受託候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。ただし、第1受託候補者と協議が整わない場合は、次点者と協議を行うものとする。

## 10 契約

受託候補者と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。

## 11 参加辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

### (1) 提出書類

参加辞退届【様式第7号】

### (2) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

※持参の場合は、平日9時から12時、13時から17時までの間とする。

※郵送の場合は、提出期限までに到達すること。

### (3) 提出期限

令和5年5月8日（月）17時まで

### (4) 提出先

「3 担当部署」へ提出

## 12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 審査に当たり、市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は原則として認めない。
- (5) 企画提案書等、本プロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。
- (6) 企画提案書等については、受託候補者の選定のために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
  - イ 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
  - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - エ プレゼンテーションに参加しなかった場合
  - オ 選定の公平性を害する行為があった場合
  - カ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### 13 選考審査基準

#### (1) 配点表

審査項目	評価項目	詳細・着眼点	配点
企業評価 (業務遂行能力) 【20点】	類似業務実績	・平成30年度以降に実施した結婚定住応援イベントの開催実績は十分か。	10
	実施体制 業務工程等	・実施体制・管理責任者が明確化され、適切な人員配置が行われているか。 ・適切な業務工程と役割分担が具体的に提案され、それらが実施可能であるか。	10
企画提案書評価 (業務内容) 【60点】	イベントの企画立案及び実施	・本市の新たな魅力の発掘や発信に繋がる魅力的な企画であるか。 ・結婚を希望する独身男女が本市へ移住定住したいと思える企画であるか。	30
		・参加者数やカップル成立が見込まれる企画であるか。	20
	見積額	・企画内容に対し妥当な見積額であるか。	10
総合的理解度 【20点】	理解度	・業務の目的やターゲットを十分理解しているか。	10
	プレゼンテーション及びコミュニケーション能力	・業務に対し熱意を持ち、プレゼン能力や質疑応答の受け答えが優れているか。	10
合 計			100

#### (2) 評価基準

評 価	配点 10 点	配点 20 点	配点 30 点
想定より非常に優れているもの	10～9	20～17	30～25
想定より優れているもの	8～7	16～13	24～19
普通であり、想定される範囲のもの	6～5	12～9	18～13
やや劣っているが、許容できるもの	4～3	8～5	12～7
要件を満たしておらず、許容できないもの	2～0	4～0	6～0